

公民館の拠点性を高める取組の推進について

(1) 現状

●根拠法令等

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

教育委員会：青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること

「社会教育法」

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする

（生涯学習）

人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、様々な場や機会において行う学習

●現在の組織体制

「生涯学習課」 生涯学習担当  
公民館担当 … 公民館・公民館類似施設 39館  
青少年教育担当  
文化財保護担当

「公民館等」 支所併設館 … 12館（うち類似施設1）  
単独館 … 16館（うち類似施設3）  
地域参画型 … 7館（櫛浜と分館1を含めず）  
分館 … 3館  
学び・交流プラザ … 1館

●社会の変化

少子高齢化・人口減少・家族形態の変容・価値観の多様化など

- 社会教育への要請：地域づくりの担い手を育成する
- 公民館への要請：社会教育・生涯学習に加え、地域づくりの拠点施設へ

## (2) 方向性

### ●第2次まちづくり総合計画

分野別計画：無限の市民力を発揮できるまちづくり

2：生涯学習・人権：学んだ成果をまちづくりに生かす環境の充実

…「生涯学習や地域づくりの拠点としての公民館機能を高めるとともに、地域の担い手となる人材の育成に取り組みます」

3：地域づくり：住民主体の地域づくりの促進

…「地域の生涯学習の拠点として重要な役割を果たしている公民館は、地域のニーズに応じて、これまでの機能に加え、地域課題の解決に向けた活動を展開できる拠点へ移行するよう取り組みます」

### ●地域づくり推進計画

共創の地域づくり：すべての市民と対話により連携し、地域の価値を創出する

①暮らしを支える「新しい公共」を創る

②持続可能な「地域づくりの基盤」を創る

③地域づくりを「次世代に繋げる環境」を創る



・施設職員による公民館を拠点とした「地域の体制づくりの推進」

・地域住民による課題解決のため使いやすい「活動拠点施設への転換」

### ●教育大綱

基本方針⑤

「いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現 ～ひとづくり・まちづくりの推進～」

### ●第3期生涯学習推進プラン

「学びをつくる 学びでつなげる 共創共生のまち 周南」



自らの地域に誇りと愛着をもち、地域づくりに主体的に取り組んでいこうとする市民の力を育むことを目指す

### (3) 公民館移管の例

	山口市	萩市
移管のねらい	地域内分権の推進	一体的な行政・組織運営
生涯学習・ 社会教育担当課	市長部局 ： 協働推進課（生涯学習担当） 教育委員会 ： 社会教育課	市長部局 ： 文化・生涯学習課 教育委員会 ： （なし）
施設の設置根拠	「地域交流センター」として別条例	「公民館」のまま補助執行
施設の主な機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の自主的な地域づくり支援</li> <li>・ コミや市民団体の活動拠点</li> <li>・ 生涯学習、社会教育に準じた機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来の生涯学習、社会教育機能</li> </ul>
職員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支所機能担当職員</li> <li>・ 地域担当職員（移管を機に増員）</li> <li>・ 社会教育等担当職員（従来の主事）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民館長 （28年度より民間採用）</li> <li>・ 公民館主事</li> </ul>
施設での取組み		
生涯学習／ 社会教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育法に準じた事業を実施</li> <li>・ 貸館基準は変更なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育法に基づく事業を実施</li> <li>・ 貸館基準は変更なし</li> </ul>
地域づくり 活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域担当職員を配置し、地域づくりに対する直接的な支援を実施</li> <li>・ 地域づくり交付金を交付し、地域コミュニティ団体を財政支援</li> <li>・ 施設を地域づくりの拠点として、地域団体に開放</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民館を拠点とした地域づくり活動の展開は特になし</li> <li>・ 社会教育法の枠組みの範囲内で、団体等の支援を実施</li> </ul>

## (4) 公民館の業務

### ●社会教育法

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

### ●文部科学省告示「公民館の設置及び運営に関する基準」

- ①地域の学習拠点  
例：自主学習グループの支援など、多様な学習機会の提供
- ②地域の家庭教育支援拠点  
例：子育てサークルなどの支援
- ③奉仕活動・体験活動の推進  
例：放課後子供教室の実施、青少年ボランティアの推進
- ④学校、家庭及び地域社会との連携等  
例：コミュニティ・スクールや地域教育ネットワークの推進

### ●現に携わっている業務

- ①地域づくり  
例：コミュニティ団体等の運営支援、夢プラン作成の支援
- ②地域福祉  
例：地区社会福祉協議会の運営支援、(もやいネットセンター)
- ③地域防災  
例：自主防災組織の運営支援
- ④自由来館  
例：住民が自由に集まることのできる場の提供

## (5) 移管の検討

### 公民館業務

#### ■地域づくりに役立つ施設への転換

#### ■公民館で行われてきた事業の継続

- ア 社会教育法・文部科学省告示・その他の業務を行うなかで、重要性が高まっている地域づくりに活かせる業務に重点を置く。
- イ 地域住民が施設をより自由に活用できるようにするためには、社会教育法による制約をなくし、施設の目的を再定義する。
- ウ 支所併設館・単独館・地域参画型などの相違点を考慮しながら、施設職員が既存の業務を継続しつつ、地域づくり推進に力を発揮できる環境を整える。
- エ 教育委員会が責任を持つべき事業は継続し、教育委員会が施設と市長部局や学校との調整、施設スタッフへの啓発・指導を行う。
- ⇒ 公民館業務は、ア～エを踏まえ、新施設で行う業務として移管する。

### 他の生涯学習課業務

- 成人（大人） →市長部局 ※自主学習の支援  
■青少年（子供） →教育委員会 ※学校教育との連携

- ア 生涯学習業務（学び・交流プラザを含む）は、多様な学びの推進により地域づくりを担う人材育成に貢献できる業務であるため、移管する。
- イ 青少年教育業務は、コミュニティ・スクールや放課後子供教室など、学校教育との緊密な連携を維持するため、移管しない。

#### ■文化財保護 →教育委員会

- ウ 埋蔵文化財や鶴保護を含む文化財保護業務は、地域づくりに直接活かすことが困難であるため、移管しない。

(6) 移管案 ※ 周南市教育委員会事務局としての案

教育委員会内部組織規則	事務事業の棚卸
公民館に関すること。	公民館整備事業
	公民館管理運営事業口 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           30館3分館            ・支所併設館（正職主事）            ・単独館（嘱託館長、正職主事）            ・地域参画館（嘱託館長、嘱託主事）            ・単独館（嘱託館長、嘱託主事）         </div>
公民館類似施設に関すること。	三丘徳修館管理運営事業
	鶴いこいの里管理運営事業
	新南陽ふれあいセンター管理運営事業
	勝間ふれあいセンター管理運営事業 高水ふれあいセンター管理運営事業
生涯学習の推進に関すること。	学び交流プラザ管理運営事業
	社会教育振興一般事務費
社会教育委員に関すること。	社会教育委員会
社会教育関係団体等に対する指導助言に関すること。	社会教育団体助成事業
その他生涯学習及び文化財保護に関すること。	花いっぱい推進事業
青少年教育に関すること。	学校・家庭・地域の連携協力推進事業
青少年健全育成に係る施策の企画調整及び推進に関すること。	少年の主張大会事業
	成人式開催事業
	青少年団体等活動助成事業 青少年育成協働ネットワーク推進事業
青少年育成センターに関すること。	青少年育成センター運営事業
大田原自然の家に関すること。	大田原自然の家管理運営事業
文化財保護に関すること。	文化財保護一般事務
	文化財等管理運営事業
	埋蔵文化財保護
鶴の保護に関すること。	鶴保護対策事業
民俗資料の保存及び展示に関すること。	民俗資料展示室管理運営事業

事務事業_細事業	棚卸にない事業	課	担当
公民館施設の整備等			公民館担当 正職：2.5 嘱託：1.0  ※社教主事1
公民館施設の維持・管理			
地域参画型公民館事業			
公民館運営審議会			
公民館職員研修			
公民館等施設整備計画			
公民館の管理・運営			
社会教育団体への支援等			
	(福川図書館兼務)		各施設 正職21.0 嘱託37.0 臨時5.0
学び・交流プラザ運営管理		生涯学習課  本庁分 正職12.5 + 課長：1.0  + 各施設 正職24.0  ※社教主事3	学び・交流プラザ 正職：3.0 嘱託：2.0 + (体協職員)
生涯学習講座開催に関すること			
生涯学習の実施に関する事業			
生涯学習の関する情報の収集、提供			
生涯学習に関する相談			
周南出前トークに関すること			
	第3期生涯学習推進プランに関すること		
	生涯学習推進本部に関すること		
	共催・後援名義に関すること		
	東ソーグループ夏休み子供劇場		
			生涯学習担当 正職：2.5 ※社教主事1
学校支援地域本部事業			
	協育ネット・コミスクの支援に関すること		
家庭教育支援事業			
放課後子供教室事業			
	青少年ボランティアの促進に関すること		
青少年育成協働ネットワーク推進事業		※社教主事3	青少年教育担当 正職：3.5
周南市青少年育成市民会議活動支援事業			
子どもの安心・安全推進事業			
青少年育成センター運営事業			
周南広域校外補導連絡協議会事業			
文化財保護一般事務			文化財保護担当 正職：2.5 嘱託：4.0 + ツル保護担当 正職：1.5 臨時：1.0  ※社教主事1
文化財の調査、文化財審議会の開催			
文化財管理一般事務			
指定文化財の管理、整備			
埋蔵文化財保護一般事務			
試掘・立会調査			
本発掘調査			
出土遺物整理、報告書作成			
野鶴研究、資料整理、保護啓発			
野鶴監視・保護ツル飼育			
施設管理(ねぐら・保護センター等)			
保護ツル移送			
ツル保護協議会運営・保護団体との連携			
ツル保護一般事務(予算管理)			
施設の管理運営			
資料の調査			

市長部局  
↑

↓  
教育委員会

